

令和7年度 事業計画

I 基本方針

本協会は、定款の定めるところにより、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とそのご家族の福利増進と社会保険制度の普及発展に努め、また、関係機関並びに社会保険委員会連合会等関係団体と常に密接な連携を保ち、次の事業を積極的に実施します。

II 事業内容

1 会議

(1) 理事会並びに評議員会の開催

理事会は、年3回（6月・11月・3月）開催とし、その他必要に応じて随時開催します。

評議員会は、事業年度終了後3ヶ月以内（6月）及び3月の年2回開催とし、その他必要に応じて随時開催します。

(2) 諸会議

① 社会保険協会地区別会議

ア 令和7年7月

全国社会保険協会連合会（全社連）主催地区別（東北・北海道）打合せ

② 支部事務局長会議

ア 令和7年9月

本部・支部間における事務及び下期事業運営等に関する打合せ

イ 令和8年2月

年度末における事務処理留意事項及び次年度事業計画打合せ

③ 関係機関との事業運営等の意見交換

ア 山形年金事務所・全国健康保険協会山形支部との三者連絡協議会

令和7年10月及び令和8年2月

イ 広報誌の原稿提供依頼並びに協会事業に係る協力要請等の打合せ

随時

2 社会保険制度の普及指導に関する事業

(1) 広報活動

- ① 広報誌「社会保険やまがた」を奇数月に8,500部発行し、会員事業所に配付するほか年金事務所並びに全国健康保険協会山形支部の窓口等に備えて社会保険制度の普及啓蒙を図ります。
- ② 役員並びに各地区社会保険委員会役員に全社連発行の月刊誌「社会保険」を毎月配付し、迅速な情報提供を行います。
- ③ 参考図書として「実務に役立つ社会保険の事務手続」を各地区社会保険委員会の会員に配付し、社会保険関係事務の円滑な推進を図ります。
- ④ ホームページに最新情報を掲載し、社会保険制度の普及啓蒙を図ります。
- ⑤ メールマガジンにより迅速に情報提供するとともに登録者の拡大を図ります。

(2) 会員拡大活動

新規に社会保険に加入した事業所等を対象に協会事業を周知するとともに加入勧奨を行い、会員数の拡大を図ります。

また、被保険者数4人規模の事業所を対象に加入勧奨を実施します。

(3) 社会保険事務講習会の開催

社会保険制度(公的年金・健康保険・労働保険)の周知や適正な事務手続きの講習のため、支部ごと事業所の社会保険事務担当者を対象にした社会保険事務講習会を開催します。他団体主催の講習会等と差別化を図るため、特色のある講習内容とします。

また、参加できなかった会員には希望により参考図書を無料配布します。

(4) 社会保険新任担当者事務講習会の開催

人事異動等による新任の事務担当者や新規適用事業所の事務担当者を対象に社会保険制度の仕組みや基本的な事務手続きに関する社会保険新任担当者事務講習会を山形地区と庄内地区で開催します。

(5) 年金説明会の開催

年金請求を間近に控えている方や社会保険事務担当者等を対象に、退職後におけるライフプランの支援を行うことを目的に、公的年金制度の仕組みや年金請求に関する説明会を支部ごと2回(新庄支部は1回)、合計9回開催します。

(6) WEB動画の公開（新規事業）

社会保険事務担当者や被保険者を対象にした、社会保険・労働保険の事務手続きや各種給付申請手続きに関するWEB動画（全社連作成）をホームページにて公開します。

(7) 関係機関との連携

事業の円滑な推進を図るため、日本年金機構各年金事務所や全国健康保険協会、労働局等と連携し、社会保険制度の普及のため関係機関の事業に協力します。

3 健康保持増進に関する事業

(1) 指定保養施設利用の助成

県内外の宿泊施設及び日帰り保養施設と利用契約を結び、被保険者とご家族が契約施設を利用する際に費用助成（被保険者2,000円・ご家族1,000円・日帰り500円）を行い、健康保持増進に努めます。

契約施設は宿泊45施設、日帰り23施設とし、利用期間は5月1日から3月31日までとします。また、契約施設の拡大に努めます。

(2) 人間ドック等受診費用の助成

人間ドック等健診機関と契約を結び、被保険者とご家族が人間ドック（PET・脳ドック検診含む）を受診する際、費用の助成（一人2,000円）を行い、健康保持増進に努めます。

契約健診機関は17か所とします。契約以外の健診機関で受診する際も助成の対象とします。また、契約健診機関の拡大に努めます。

(3) 家庭常備薬等の斡旋

被保険者とご家族の病気やけが等の初期症状の緩和や応急手当等のため、家庭常備薬等の斡旋を行います。

(4) 施設利用会員証の発行（全社連事業）

会員向けの優待事業として、県内及び全国の施設と優待利用契約を締結し、施設利用会員証（会員証）を発行し、健康保持増進に努めます。

また、現在発行している会員証の有効期限が「2026年3月31日」となっていることから、既に発行している会員を対象に会員証の更新を実施します。

新たな会員証はスマートフォンやタブレット等に対応可能な「WEB会員証」とします。さらに優待利用契約施設の拡大を図ります。

(5) その他の健康づくり事業

被保険者等の健康増進を図るため、次の事業を行います。

- ① 職場の健康づくり講習会等の開催
- ② ゴルフ大会の開催
- ③ ボウリング大会の開催
- ④ DVD貸出（メンタルヘルス・健康啓発等）

4 支部事業

各支部において、被保険者等の福利増進と社会保険制度の普及啓蒙を図ります。

5 諸事業に対する支援

社会保険委員会が開催する健康づくり事業を共催するとともに、各種研修会開催の支援を行います。

また、日本年金機構年金事務所において中学生を対象に開催する「山形県年金ポスターコンクール」事業を後援するとともに、優秀作品に「山形県社会保険協会会長賞」を授与します。